

新たな沖縄振興策の検討の基本方向について

令和3年8月
内閣府

内閣府では、新たな沖縄振興策について、別紙のとおり今後の検討の基本方向を内閣府案として取りまとめた。

今後、この基本方向に沿って新たな振興策が実現できるよう、法制上及び税制・財政上の措置について、関係各方面と協議しつつ、鋭意検討を進める。

うち法制上の措置については、令和4年の通常国会への法案提出に向けて鋭意検討を進める。

新たな沖縄振興策の検討の基本方向

(内閣府案)

1 新たな沖縄振興策の必要性

現行の沖縄振興特別措置法では、沖縄の特殊事情に鑑み、県・市町村など地元を取組を支援する一括交付金や高率補助、特区・地域制度など様々な特別措置が設けられ、これらとあわせ国として必要に応じ個別の補助事業等を実施することにより沖縄振興策は推進されてきた。

これらの振興策により、現行の振興計画期間中、県内総生産や就業者数が全国を上回る伸びを示したほか、社会資本の整備等の面で本土との格差が縮小するなど、一定の成果が見られた。

しかしながら、一人当たり県民所得が全国最下位にとどまるほか、子供の相対的貧困率が全国を大きく上回る水準にあるなど、法が目的とする沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現に向けて依然として様々な課題が存在しており、今一度、法的措置を講じ沖縄振興策を推進していく必要がある。

また、沖縄の離島は、近年特に、我が国の広大な領海及び排他的経済水域の保全にも極めて重要な役割を果たすようになってきていることにも注目する必要がある。

2 新たな沖縄振興の法的枠組み

法的措置の枠組みとしては、以下の諸課題に対応するため、国が新たな基本方針を策定し、これに基づき県が振興計画を策定するとともに、法的根拠の必要な特別措置など所要の規定を整備することとする。

3 子供の貧困

沖縄の子供の相対的貧困率は全国を大きく上回る水準にあり、ひとり親家庭の貧困率などの関連指標も沖縄の子供の貧困の厳しい現状を表している。

子供の貧困を解消し、貧困の世代間連鎖を防止するためには、多くの場合、母子世帯の所得の改善が必要であり、各般の施策を通じて、ひとり親の雇用の多くが非正規雇用になっている現実を改善するとともに、正規雇用と非正規雇用の格差の是正が必要である。

加えて、母子世帯の所得を改善し、子供の貧困を解消するためには、当然に、子供の未来に対して、子供の父親にも責任があることを明確にしなければな

らない。

また、沖縄の子供たちが自分の将来の人生計画を自己決定するために、避妊を含めた性の知識その他結婚、妊娠・出産、子育て、仕事について学べる機会を確実に提供することが必要である。

こうした状況の改善に向けての県及び市町村の主体的な取組を支え、人材育成、雇用の確保など保護者の支援にもつながる取組が重要である。

この他、支援対象者の把握の強化を図るほか、子供の居場所や子供の貧困対策支援員の設置の支援を継続するなどの必要な支援も行う。

4 教育

沖縄の子供たちの学力については一定の改善が見られるものの、高校・大学等の進学率は全国最下位であり、若年者の完全失業率や離職率なども全国と比較して改善は十分ではなく、本土との格差が依然として大きく、沖縄の子供を取り巻く環境は全国と比較して深刻な状況にある。

貧困の連鎖を防ぐためにも、教育の機会の保障は特に重要であり、子供の貧困が万一にも教育の機会を奪うことがないように、県及び市町村を通じて、必要な財政措置を果敢に行う。

日本のアジアへの表玄関という沖縄の地理的特性に鑑みて、英語及びアジアの言語に関する教育は重要である。特に英語に関しては、米軍基地やOIST(注1)を始めとする豊富な教育資源を活用し、国内トップクラスを目指すべきである。

沖縄の子供たちの目を最先端の科学技術に向けさせるために、OISTは非常に重要な資源であり、その最大限の活用が求められる。

これらを踏まえ、沖縄の実情に応じた教育・就学への支援や教育環境の改善、人材育成、雇用の支援などに向けた措置を講ずる。

(注1) 沖縄科学技術大学院大学

5 産業の振興

産業の振興については、これまでの振興策により、入域観光客数や観光収入、各種産業の売上高などについて増加が見られたものの、生産性向上やおきなわブランドの確立等については必ずしも十分ではなく、また、コロナ禍に伴い、沖縄が外的な変化に脆弱であるなどの課題も顕在化している。

このため、観光業や農林水産業、製造業等を始めとする沖縄の特性を活かした県内産業間の連携強化、商品・サービス等の高付加価値化やブランド化、新技術の活用による産業の高度化の推進などが重要である。

また沖縄では、中小企業の割合が高く、競争力ある産業の育成や労働生産性

の向上のほか、デジタル化やグリーン投資による生産性の向上、さらに、それらを支える産業人材の育成等を進めることが重要である。

このため、沖縄の自立的発展に資する競争力ある産業育成や労働生産性の向上のため、強くしなやかな産業振興策を実施する。

(1) 競争力強化・生産性向上のための横断的な取組

① デジタル化

企業におけるデジタル化やA Iの導入により、新たなビジネスモデルを構築し、労働生産性を向上させることも可能になる。また、行政のデジタル化を進めることで、支援を必要とする人を特定し、速やかに支援を提供することが可能になる。

そうした観点から、沖縄におけるデジタル化及びデータプロセッシングに必要な人材の育成を支援する。

また、誰一人取り残さないデジタル化を進めるためにも、高齢者を始め、デジタル化された機器の取扱いに不慣れな人を支援できる環境を整備する。

② エネルギー

我が国は2050年のカーボンニュートラルを宣言し、再生可能エネルギー等の脱炭素電源の活用など、グリーン社会への移行に向けた取組を進めており、沖縄においても脱炭素に向けた取組を加速させていくことが求められている。

このため、沖縄におけるグリーン社会への移行を支援する。

畜産廃棄物やサトウキビなどを活用したバイオマス発電や住宅及び営農型太陽光発電などを始め、再生可能エネルギーの最大限の導入を支援していく。

また、沖縄の電気事業者における長期的なカーボンニュートラルへの取組の着実な実施を図るため、石炭火力発電のバイオマス転換等を支援していく。

③ 産業人材の育成・中小企業支援

沖縄においては、従業者数で捉えても約9割が中小企業に雇用されているなど、地域経済を支える中小企業の役割は大きく、中小企業の競争力強化や経営力向上に向けた支援が重要である。

また、産業の高度化・高付加価値化に向けては、それぞれの産業分野で働く産業人材の育成・高度化を図ることが必要である。

このため、産業の中核となる産業人材の育成・高度化を支援するとともに、意欲ある中小企業の競争力強化や経営力の向上のための伴走型の支援などを行う。

④ その他

本土から遠隔の地にある沖縄においては、本土経済圏への移動・輸送コストが高くなるという地理的不利性が存在している。

このため、沖縄における移動・輸送コストの低減の観点から、沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置などについて必要な措置を講ずる。

(2) 観光の振興

観光は、入域観光客数の堅調な増加等を背景に、沖縄経済の牽引役として重要な役割を果たしてきた。

しかし、平均滞在日数や観光客一人当たり県内消費額等の伸び悩みも見られる。

このため、沖縄観光の質の向上を図る観点から、観光の高付加価値化などを支援する。

また、沖縄観光の質の向上を図る観点から観光地形成促進地域制度（税制）を見直す（注2）とともに、観光客の利便性向上の観点から沖縄型特定免税店制度を見直す（注3）などの措置を講ずる。

（注2）対象施設の見直し、高付加価値化・給与水準向上等を認定要件等

（注3）オンラインも対象

(3) 情報通信産業の振興

情報通信産業は、その振興により沖縄全体のデジタル化の進展につながり、様々な産業の生産性向上に貢献し得ることから、新技術を積極的に導入するなど、新たな時代の潮流を踏まえた高度化・多様化を進めることが重要である。

また、そのためには情報通信産業を支えるIT人材の育成が重要である。

このため、沖縄の企業のデジタル化等を支える観点から、ITを利活用できる人材の育成を支援する。

また、IT人材の確保や成長が見込める業種の立地・集積などを図る観点から、情報通信産業振興地域・特区制度（税制）を見直す（注4）などの措置を講ずる。

（注4）対象業種の見直し、給与水準向上・IT人材確保等を認定要件等

(4) 製造業・物流産業等の振興

沖縄においては、製造業の構成比が小さいことが、労働生産性や一人当たり県民所得の低さの要因の一つとされており、域外でも稼げる企業の誘致や支援を通じて、沖縄の優位性を活かした製造業の育成や新事業・新産業の創出を図るとともに、それぞれの産業において、地域資源を活用した高付加価値な製品開発や地域ブランドの強化などを進めることが重要である。

さらに近年では、那覇空港第2滑走路を始めとする空港・港湾等の物流インフラの整備、海外との物流ネットワークの形成等が進み、沖縄の域外への事業展開を可能とする環境が整ってきている。

このため、沖縄の産業の競争力強化の観点から、企業の域外競争力向上に向けた取組の強化などを支援する。

また、沖縄における新事業・新産業の創出や産業の課題解決、物流環境の変化への対応などの観点から、産業高度化・事業革新促進地域（注5）、国際物流拠点産業集積地域（注6）、経済金融活性化特別地区（注7）の各制度（税制）を見直すなどの措置を講ずる。

（注5）対象事業に脱炭素・DX導入に係る事業を追加、給与水準向上等を認定要件等

（注6）対象地域を拡大、給与水準向上等を認定要件等

（注7）税制優遇の対象資産の取得価額の見直し等

(5) 農林水産業の振興

沖縄の農林水産業は、離島など各地域の特性を踏まえつつ、おきなわブランドの確立や高収益作物への転換、営農型太陽光発電や小水力発電、グリーンツーリズム等の他の産業との連携強化等を通じて「質」の向上を図ることが重要である。

第1次産業従事者が高齢化等を背景に全般的に減少していることから、農林水産業の規模の拡大や高価格化、高収益化を図ることが重要である。

そのために必要なセンサーやデータプロセッシングなど新しい技術の導入を支援する。

サトウキビに関しては、単なる製糖にとどまらず、酒造、発電、エタノール化、畜産との連携など可能性を広げる必要がある。

6 社会資本整備

復帰後約50年にわたる社会資本整備により、国際的な交通・物流ネットワークの構築、空港の機能強化や港湾の整備、公共交通システムや各拠点を結ぶ道路網の整備、防災・減災に係る施策など、本土との整備水準の差は縮小しており、本土との格差是正に大きく寄与していると考えられる。また、観光客の

移動円滑化のための交通基盤の整備により観光客数増加に効果が上がるなど産業振興にも寄与している。

他方、沖縄においては本土復帰以降、急速に整備したインフラが更新期を迎えており、今後、維持管理や更新の費用の増大が予想されるなど、引き続き、必要な社会資本整備を進めることが重要である。

このため、道路・空港・港湾・農地等の基盤整備や機能拡充を図る観点から、高率補助による社会資本整備の支援を継続する措置を講ずる。

また、北部と南部を結ぶ公共交通機関の整備の在り方について、鉄軌道の新設やバス専用レーンの活用など既存の公共交通との関係、街づくりとの連携等にも留意しつつ、調査検討を行う。

7 北部の振興

北部地域においては、過疎化や人口減少が進む地域を多く抱え、また、所得面でも本島中南部とは一定程度の格差があるなど、依然として大きな課題が残っている。

一方で、北部地域には世界自然遺産に登録された豊かな自然環境を始めとする様々な強みも存在している。

このため、県土の均衡ある発展を図る観点から、様々な好機を着実に捉えて北部地域が発展するよう、定住条件の整備及び産業の振興のために必要な支援を行う。

8 離島の振興

離島地域は沖縄本島からも遠隔に位置し、市場規模の狭小性や様々な生活コストが割高であることなどの条件不利性を抱えている。

多くの離島では人口の減少や過疎化が課題となっているが、離島は我が国の広大な領海及び排他的経済水域の保全にも極めて重要な役割を果たしており、引き続き、離島における定住促進や産業振興を図ることが重要である。

このため、離島の条件不利性の克服や持続可能性の向上を図る観点から、定住促進・産業振興等に資する取組を支援する。

また、離島の産業振興等の観点から、離島における旅館業用建物等の課税の特例を見直す（注8）などの措置を講ずる。

（注8）特別償却の見直し、業種の拡大等

9 駐留軍用地跡地の利用の推進

駐留軍用地跡地の利用については、平成24年に施行された跡地利用特別措置法（注9）に基づき公有地の先行取得が進展し、平成27年3月に返還された

西普天間住宅地区を始め計画的な跡地利用が関係市町村において着実に進められてきた。

今後、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づいて返還される沖縄本島中南部の駐留軍用地の面積は約 1,000 ヘクタールの規模であり、引き続き、返還の時期を踏まえつつ、計画的かつ効果的な跡地利用の推進を図ることが重要である。

このため、跡地利用特別措置法を延長・拡充するとともに、特定駐留軍用地等内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について必要な措置を講ずる。

また、今後の跡地利用のモデルケースとして整備が進められている西普天間住宅地区跡地の健康医療拠点については、着実に整備を進める。

(注9) 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法

10 一括交付金

一括交付金制度は、沖縄独自の制度として平成 24 年に導入されて以降、沖縄の振興に資する事業に広く活用されてきており、教育や産業振興を始めとする様々な政策課題に沖縄が主体的に対応するための財源として、その有効活用等に留意しつつ一括交付金制度を継続する措置を講ずる。

11 金融

沖縄における産業基盤の整備や新産業の創出等に向けた資金供給に関して、今後、民間金融機関が果たすべき役割は大きい。沖縄振興開発金融公庫は、コロナ禍での危機対応においても県内企業の資金繰りを支える重要な役割を担ってきたが、行政改革推進法(注10)において日本政策金融公庫に統合することとされている。

地域経済の状況も踏まえつつ、沖縄における政策金融機能を担う体制を引き続き検討していく。

(注10) 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律

12 沖縄科学技術大学院大学(OIST)

沖縄科学技術大学院大学(OIST)は、平成24年の開学以来、世界最高水準の教育研究機関を目指してきており、国として集中的な投資を行ってきた結果、科学誌の世界研究機関ランキング(注11)で上位に入るなどの成果が見られる。

今後5年間で教員(PI)数100名を達成し、その後も緩やかに成長しながら、国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の持続的な推進を目指す。

また、沖縄科学技術大学院大学自らも、必要な資金の 20%程度に当たる外部資金の調達を目指すべきである。

(注 11) ネイチャー・インデックス 2019 世界研究機関ランキング (規模補正版)

13 その他

(1) 酒税の軽減措置の見直し

沖縄県産酒類の県内向け出荷量に係る酒税の軽減措置は、復帰後の県内酒造所に対する激変緩和措置として導入されたが、50 年を迎え、県内酒造所を始めとする関係者から卒業に向けた見直しの提案が出されている。

このため、ビール等及び泡盛の酒税の軽減措置を 5 年及び 10 年以内に段階的に廃止するとともに、酒造事業者の創意工夫を支援していく。

(2) 揮発油税等

揮発油に係る揮発油税等の軽減措置は復帰特別措置法(注 12)により導入され、復帰後の沖縄県民の生活や産業経済に及ぼす影響を考慮して、その税負担を調整している。

このため、揮発油税等の軽減措置について、その趣旨や影響を踏まえ必要な措置を講ずる。

(注 12) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律

(3) 戦後処理

沖縄戦に起因する所有者不明土地問題、不発弾等対策、対馬丸平和祈念事業などの戦後処理課題の解決に向け、必要な措置を講ずる。

14 施策の具体化や見直しに当たって

施策目的に適った成果目標を設定するとともにその達成に資する施策を推進するため、定量的な指標等に基づいて施策効果等を検証し、その結果を踏まえ見直しや改善を行うなど、エビデンスに基づく展開・検証を図る。